

- ② 3年間の保存期間は、行政による事業者に対する指導において関係書類として活用すること、事業者が適切に石綿ばく露防止対策を講じる動機付けとすること等を目的とし、設定したものであること。
- ③ 第3条第3項第1号又は第2号の方法により事前調査を行ったときは、それぞれ同項第1号の相当する調査の結果の記録又は同項第2号の有害物質一覧表（以下「相当調査記録等」という。）を確認した日を調査終了日とすることとし、同条第7項各号の事前調査の結果として記録すべき事項について、相当調査記録等に記載があるものについては、当該相当調査記録等の写しを保存すれば足りること。
- ④ 第3条第3項第3号から第8号までに掲げる方法により事前調査を行ったときは、それぞれ当該各号の規定に基づき設計図書等の文書で確認した日を調査終了日とすること。なお、確認した方法を明確にするため、確認した文書の写しを保存しておくことが望ましい。
- ⑤ 第3条第7項各号の事前調査等の結果として記録すべき事項について、次の内容が含まれること。

（ア）第2号関係

「工事の概要」は、当該工事の内容が分かる簡潔な記載で足り、工事の名称から工事の内容が分かる場合は、工事の名称と同じ記載で差し支えないこと。

（イ）第5号関係

「建築物、工作物又は船舶の構造」には、鉄筋コンクリート造等の主要構造に関する情報、階数や延べ床面積等の規模に関する情報、建築物にあつては建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物の該当の有無を含むこと。

（ウ）第6号関係

「事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための資料を採取した場所を含む。）」については、当該部分が容易に特定できる方法で記録する必要がある、図面等に表示して記録することが望ましいこと。なお、解体作業において事前調査を行った場合には、解体の対象となる建築物、工作物又は船舶の全ての部分であることを記録すれば足りること。

（エ）第7号関係

「事前調査の方法」については、第3条第2項又は同条第3項各号のうち、いずれの方法により事前調査を行ったかを記録すること。なお、同条第5項ただし書により石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨記録すること。

「分析調査の方法」については、分析調査者告示第2条第3号のイからニまでに掲げる方法のうち、いずれの方法により分析調査を行っ

たかを記録すること。

(オ) 第8号関係

「事前調査において石綿が使用されていないと判断した根拠」には、イ④の（ア）又は（イ）のいずれの方法により判断したのか及びその判断根拠として使用した書類等が含まれること。

分析調査の結果の記録には、分析調査によって明らかとなった石綿等の含有率が含まれること。なお、分析調査によって明らかとなった石綿等の種類も記録することが望ましいこと。

(カ) 第9号関係

「第3条第4項又は第6項の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類」は、登録規程第10条に規定する修了証明書の写しその他事前調査者告示各号に定める者又は分析調査者告示第1条各号に定める者であることを証明する書類をいうこと。なお、本規定の施行は令和5年10月1日であることに留意すること。

ク 作業場における掲示及び事前調査等の記録の写しの備え付け（第3条第8項関係）

① 作業場に掲示すべき事項のうち、第3条第7項第6号に規定する事項の概要は、事前調査等を行った部分がおおよそ特定できる情報を簡潔にまとめたもので差し支えないこと。具体的には、例えば、建築物全体を調査した場合は「建築物全体」といった掲示で足りることとし、建築物の一部の部屋を調査した場合は階数及び部屋名等の当該部屋を特定できる情報を掲示することで足りること。

② 作業場に掲示すべき事項のうち、第3条第7項第8号に規定する事項の概要は、様式第1号の裏面の記載内容のうち、「石綿使用の有無」の欄及び「石綿なしと判断した根拠」の欄の記載内容と同程度の内容を掲示することで足りること。

③ 事前調査等の結果の記録を作業場に備え付けることについては、作業を実施する労働者がいつでも記録を確認することができるようにする趣旨で規定したものであることから、解体等の作業が行われている間は、常に備え付けておく必要があるものであること。

ケ 作業計画を定めるべき作業（第4条関係）

第3条第1項の規定において、事前調査の対象となる作業を明確化したことに伴い、作業計画を定めるべき作業の規定方法を見直したものであること。

コ 事前調査の結果等の報告（第4条の2関係）

① 規定の趣旨

事前調査を適切に行わずに解体等の作業を行った事例、吹き付けられた石綿等があるにもかかわらず法第88条第3項に基づく届出を行わない

まま作業を行った事例、必要な石綿ばく露防止のための措置を講じずに作業を行った事例等が認められたことから、事業者に対して、事前調査及び必要な石綿ばく露防止のための措置の適切な実施を促すとともに、行政が建築物及び工作物の解体工事及び改修工事を把握し、必要な指導を行うことができるようにすることを目的として、一戸建て住宅も含めた建築物の解体工事の大部分及びこれと同規模の改修工事並びに水回りの工事等の石綿等の発散のリスクが高い改修工事が対象となるよう、一定規模以上の建築物及び特定の工作物の解体工事及び改修工事について、石綿の使用の有無に関わらず、事前調査の結果等の報告を義務づけたものであること。

なお、船舶については、石綿等が使用されている可能性が高いものの特定におお時間を要することから、第4条の2の報告対象には含めていないこと。

② 報告対象工事の基準の考え方（第1項関係）

建築物については、石綿等の製造等が禁止された平成18年9月1日以降に着工したものを除き、全ての建築物に石綿等が使用されている可能性が高いため、限定を設けずに一定規模以上の全ての建築物の解体工事又は改修工事を報告の対象としたこと。

工作物については、これまでの各種調査の結果等から石綿等が使用されている可能性が高いものが特定されていることから、報告の対象とする工事は、石綿が使用されているおそれが高い工作物としたこと。

なお、建築物の改修工事及び工作物の解体・改修工事は、床面積に換算することが困難なものがあるため、工事の請負代金の額を基準としたこと。

③ 建築物の解体工事及び改修工事の定義（第1項第1号及び第2号関係）

建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱及び床を同時に撤去する工事をいうこと。建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であつて、建築物の解体工事以外のものをいうこと。

④ 請負代金の額の考え方（第1項及び第4項関係）

第4条の2第1項第2号及び第3号に規定する請負代金の額は、材料費も含めた工事全体の請負代金の額であること。

請負代金の額は、消費税も含む額であること。

建築物と工作物が混在するものの解体工事又は改修工事を一括で請け負っている場合は、次の（ア）又は（イ）のいずれか1つでも該当する場合には報告を行わなければならないものであること。

（ア）建築物の解体工事に係る部分の床面積の合計が80m²以上である場合

（イ）建築物及び工作物の両方を含めた工事全体の請負代金の額が100万円以上である場合

第4条の2第4項は、同一の事業者が工事を分割して請け負うことで報告対象とならないようにするような行為を防止するための規定であること。

⑤ 報告しなければならない事項（第2項関係）

報告事項のうち、第3条第7項第5号の建築物又は工作物の構造の概要は、鉄筋コンクリート造等の主要構造に関する情報、階数や延べ床面積等の規模に関する情報、建築物にあっては建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物の該当の有無を簡潔に記載すること。

報告事項のうち、第3条第7項第9号の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写しの概要は、事前調査等を実施した者の氏名及び講習実施機関の名称を記載すること。

⑥ 報告主体（第5項関係）

解体工事又は改修工事は、多くの請負事業者が関わることが想定されるが、同一の工事について、複数の事業者に別々に報告を行わせることは効率的でないことから、当該工事の元請事業者に対し、下請事業者に係る内容も含めて報告することを義務づけたものであること。

⑦ 報告の方法

（ア）報告対象となる工事が非常に多いこと、報告を行う事業者の利便性を確保する必要があること等から、厚生労働省が開発・運用する簡易な電子システムを利用して所轄労働基準監督署に報告しなければならないこととしたこと。このため、本規定の施行日は、電子システムの構築に必要な期間を勘案して、令和4年4月1日とされていることに留意すること。

（イ）建築物と工作物が混在するものの解体工事又は改修工事を一括で請け負っている場合は、建築物及び工作物の両方を含めた工事全体についてまとめて報告を行うことで差し支えないこと。

（ウ）労働基準監督署に報告を行った後に、解体工事又は改修工事を進める過程で新たに事前調査を行っていない材料が見つかり、当該材料について改めて事前調査等を行った場合は、当該事前調査等の結果等を追加で労働基準監督署に提出する必要があること。

（エ）工作物の中には、数年毎等定期的に同一の部分について修理等の改修を行うものがあるが、平成18年9月1日以降に着工した工作物については、石綿等が使用されていないことが明らかであるにもかかわらず、定期的な改修の度に工事内容や着工日等について労働基準監督署に報告させることは合理的でないことから、平成18年9月1日以降に着工した工作物について、同一部分を定期的に改修する場合は、改正省令施行後の改修工事について一度報告を行えば、同一部分の改修工事については、その後の報告は不要であること。

ザ 作業の届出（第5条関係）

- ① 第3条第1項の規定において、事前調査の対象となる作業を明確化したことに伴い、届出を行うべき作業の規定方法を見直したものであり、届出対象を変更するものではないこと。
- ② 改正省令第3条の規定により、これまで本規定に基づき届出の対象となっていた作業については、法第88条第3項の規定に基づく計画届の対象に変更となるため、改正省令の施行後は作業の届出は不要となるが、計画届は届出を行うべき業種が建設業及び土石採取業に限定されており、これら以外の業種に属する事業者についても対象作業を行う場合に届出を行わせる必要があることから、本規定を削除せずに残しているものであること。

シ 吹き付けられた石綿等及び石綿含有保温材等の除去等に係る措置（第6条関係）

① 隔離等の措置の対象作業（第1項関係）

建築物又は船舶に吹き付けられた石綿等の除去の作業を行う場合には、石綿等の粉じんの発生量が多いことから、隔離等の措置を講じることが義務づけられているが、工作物に吹き付けられた石綿等の除去の作業についても、同様に石綿等の粉じんの発生が想定される。また、労働者の就業場所における吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときに封じ込め又は囲い込みの作業を行う場合も、同様の措置を講じることが義務づけられているが、当該場合以外の吹き付けられた石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業についても、同様に石綿等の粉じんの発生が想定されることから、これらについても本条の措置を講ずべき作業の対象としたこと。

② 同等以上の効果を有する措置（第1項ただし書関係）

第6条第1項ただし書の同等以上の効果を有する措置には、次に掲げる措置を全て満たしたグローブバック工法が含まれること。

- (ア) グローブバックにより、吹き付けられた石綿等又は石綿含有保温材等の除去作業を行おうとする箇所を覆い、密閉すること。
- (イ) 除去作業を開始する前に、スモークテスト又はそれと同等の方法で密閉の状況を点検し、漏れがあった場合はふさぐこと。
- (ウ) 吹き付けられた石綿等又は石綿含有保温材等を除去する前に、これらの材料を湿潤な状態のものとすること。
- (エ) 除去作業が終了した後、密閉を解く前に、吹き付けられた石綿等又は石綿含有保温材等を除去した部分を湿潤化すること。
- (オ) 除去作業が終了した後、グローブバックを取り外すときは、あらかじめ内部の空気をHEPAフィルタを通して抜くこと。

(カ) グローブバッグから工具等を持ち出すときは、あらかじめ付着した物を除去し、又は梱包すること。

③ 集じん・排気装置の点検（第2項第6号関係）

集じん・排気装置について、設置後に足場が当たって接合部が外れた等の理由により、石綿等の粉じんが隔離の外に漏れる事例が認められたことから、集じん・排気装置に変更を加えたときは、排気口からの石綿等の粉じんの漏洩の有無を点検しなければならないこととしたこと。

石綿等の粉じんの漏洩の有無の点検は、集じん・排気装置の排気口で、粉じん相対濃度計（いわゆるデジタル粉じん計をいう。）、繊維状粒子自動測定機（いわゆるリアルタイムモニターをいう。）又はこれらと同様に空気中の粉じん濃度を迅速に計測できるものを使用すること。

④ 負圧の点検（第2項第7号関係）

作業の中断により作業者が前室から一斉に出たときに、負圧が維持されなくなり、石綿等の粉じんが隔離の外に漏れる事例が認められたことから、作業を中断したときは、前室が負圧に保たれていることを点検しなければならないこととしたこと。作業が複数日に亘って行われる場合は、最終日を除く日の作業が終了したときも、作業を中断したときに該当すること。なお、点検のタイミングは、作業を中断して作業者の前室からの退出が完了した時点で行う必要があること。

負圧の点検は、集じん・排気装置を稼働させた状態で、前室への出入口で、スモークテスター若しくは微差圧計（いわゆるマノメーターをいう。）又はこれに類する方法により行うこと。

⑤ 隔離解除前の確認（第3項関係）

隔離を解いた後に、吹き付けられた石綿等又は石綿含有保温材等の取り残しがある事例が認められたことから、石綿等に関する知識を有する者が、除去が完了したことを確認した後でなければ、隔離を解いてはならないこととしたこと。

石綿等に関する知識を有する者とは、第3条第4項に規定する厚生労働大臣が定める者（建築物に係る除去作業に限る。）又は当該除去作業に係る石綿作業主任者であること。

除去が完了したことの確認は目視によることとし、分析は必要ないこと。

ス 石綿含有成形品の除去に係る措置（第6条の2関係）

① 石綿含有成形品の定義

石綿含有成形品とは、成形された材料で石綿が使用されているものをいい、石綿含有保温材等は含まないものであること。

② 切断等の方法による除去の原則禁止（第1項関係）

一戸建て住宅等にも多く使用されている石綿を含有するスレートボー

ドやけい酸カルシウム板第1種等の石綿含有成形品を、家屋の解体やリフォーム等を行う際に、十分に湿潤な状態のものとしないうまま切断、破碎等の方法により除去し、石綿等の粉じんが飛散する事例が認められたことから、切断等以外の方法により除去することを原則としたこと。なお、切断等以外の方法とは、ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すこと等をいうこと。

③ 切断等以外の方法による除去が困難な場合（第1項関係）

切断等以外の方法により石綿含有成形品の除去作業を実施することが技術上困難なときには、当該材料が下地材等と接着材で固定されており、切断等を行わずに除去することが困難な場合や、当該材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合等が含まれること。

④ 厚生労働大臣が定める物を切断等の方法により除去する場合の措置（第2項関係）

(ア) 第1号に規定する「隔離」は、負圧に保つことを求めるものではないこと。

(イ) 第2号に規定する「常時湿潤な状態に保つ」とは、除去作業を行う前に表面に対する散水等により湿潤な状態にするだけでは切断等に伴う石綿等の粉じんの発散抑制措置としては十分ではないことから、切断面等への散水等の措置を講じながら作業を行うことにより、湿潤な状態を保つことをいうこと。

セ 石綿含有仕上げ塗材の電動工具による除去に係る措置（第6条の3関係）

① 規定の趣旨

石綿含有仕上げ塗材は、吹付け工法により施工されているものは、吹き付けられた石綿等として、除去等の作業を行う場合は旧石綿則第6条の規定の適用対象の作業とされるが、ローラー塗り工法等の吹付け工法以外の工法で施工されたものは、同条の適用対象とはされていなかった。しかし、施工の方法によって除去等の作業を行うときの石綿等の粉じんの発散の程度に違いはないこと、特定の電動工具を用いて石綿含有仕上げ塗材を除去する場合は飛散性が高いが、吹き付けられた石綿等や石綿含有保温材等を除去する場合ほど石綿等の粉じんは発散しないことから、施工の方法によらず、電動工具を用いて石綿含有仕上げ塗材を除去するときは、ビニルシート等で隔離すること等の措置を義務づけたものであること。

② 石綿含有仕上げ塗材の定義

石綿含有仕上げ塗材とは、セメント、合成樹脂等の結合材、顔料、骨材等を主原料とし、主として建築物の内外の壁又は天井を、吹付け、ローラー塗り、こて塗り等によって立体的な造形性を持つ模様に仕上げる材料としてJIS A 6909に定められている建築用仕上塗材のうち、石綿等が

使用されているものをいうこと。

③ 電動工具を使用して除去する作業の定義

第6条の3に規定する電動工具を使用して除去する作業とは、ディスクグラインダー又はディスクサンダーを用いて除去する作業をいい、高圧水洗工法、超音波ケレン工法等により除去する作業は含まれないこと。

④ 常時湿潤な状態に保つ方法

石綿含有仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合に必要な「常時湿潤な状態に保つ」措置の方法として、剥離剤を使用する方法も含まれること。

ソ 発注者の責務等（第8条第2項関係）

① 第3条第3項各号の規定により、事前調査の方法として、過去に行われた事前調査に相当する調査の結果の記録を確認する方法、有害物質一覧表を確認する方法等、発注者が所持していると考えられる情報に基づいて事前調査を行うことが可能となったことから、これらの方法による事前調査が適切に行われるよう、発注者は所持する情報を事前調査を実施する事業者を提供すること等の配慮をしなければならないこととしたこと。

② 第35条の2第1項の規定により、事業者は、作業計画に従って石綿使用建築物等解体等作業を行わせたことについて、写真等により記録を作成することが義務づけられたが、写真等の撮影を行うときは、当該石綿使用建築物等を管理する発注者の許可や協力が必要となる場合が考えられることから、写真等による記録の作成が適切に行われるよう、発注者は配慮しなければならないこととしたこと。

タ 建築物の解体等の作業等の条件（第9条関係）

解体等の作業においては、石綿等の使用の有無を調査する前に施工も含めた工事の注文がなされ、その後に工事を受注した事業者が事前調査等を行った結果石綿等の使用が明らかになった場合においても、注文者が契約金額等の変更をせず、その結果工事費用を受注金額内に収めるために工事を施工する事業者が必要な石綿ばく露防止対策を講じないといった事例が認められたことから、注文者に対して、事前調査等の結果を踏まえて作業等の方法、費用又は工期等について、法及びこれに基づく命令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならないことを明確化したものであること。

チ 石綿等の切断等の作業等に係る措置（第13条関係）

① 湿潤な状態のものとする方法（第1項関係）

湿潤な状態のものとする方法には、散水による方法、封じ込めの作業において固化剤を吹き付ける方法のほか、除去の作業において剥離剤を使用する方法も含まれること。なお、「湿潤な状態のものとする」とは、

作業前に散水等により対象となる材料を一度湿潤な状態にすることだけでなく、切断面等への散水等の措置を講じながら作業を行うことにより、湿潤な状態を保つことをいうこと。

② 石綿等を湿潤な状態のものとすることが著しく困難な場合の措置（第1項ただし書き関係）

石綿等の切断等の作業において石綿等の粉じんの発散を抑制するための方法として、石綿等を湿潤な状態のものとすること以外に、除じん性能を有する電動工具を用いる方法も一定の発散抑制効果があることが確認されていることから、石綿等を湿潤な状態のものとすることが著しく困難なときは、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずるよう努めなければならないこととしたこと。

除じん性能を有する電動工具の使用以外の石綿等の粉じんの発散を防止する措置には、作業場所を隔離することが含まれること。

③ 石綿等の切断等の作業（第1項各号関係）

第6条の2及び第6条の3の規定の対象となる作業については、同各条において除去対象の材料を常時湿潤な状態に保つことを義務づけたことから、第1号及び第2号の規定から除外したものであること。

旧石綿則第13条第1項第3号の規定は、第3条第1項の規定において、事前調査の対象となる作業を明確化したことに伴い、第13条第1項第2号に規定する石綿使用建築物等解体等作業に含まれることと整理したこと。

ツ 作業の記録（第35条関係）

① 規定の趣旨

第3条第7項の規定による事前調査等の結果の記録の保存及び第35条の2第1項の規定による作業計画に基づく作業の実施状況の写真等による記録の保存が義務づけられたが、これらの記録は作業従事者及び周辺作業従事者の石綿等によるばく露状況を把握し、健康管理に資するものであることから、これらの概要を40年間保存すべき作業記録の記録事項に追加したものであること。

② 事前調査等の結果の概要

記録事項に追加した事前調査及び分析調査の結果の概要は、様式第1号に規定する内容と同様のものを保存すれば足り、所轄労働基準監督署に報告した事前調査結果等の結果の写しを保存することで差し支えないこと。

③ 作業の実施状況の写真等による記録の概要

記録事項に追加した作業の実施状況の写真等による記録の概要は、写真等をそのまま保存する必要はなく、保護具の使用状況も含めて作業

の実施状況について、文章等による簡潔な記載による記録を保存すれば足りること。

なお、第3項の周辺作業従事者に係る記録に追加する保護具等の使用状況は、当該周辺作業従事者の保護具等の使用状況であること。

テ 作業計画による作業の記録（第35条の2関係）

① 規定の趣旨

事前調査を適切に行わずに解体等の作業を行った事例、吹き付けられた石綿等があるにもかかわらず法第88条第3項に基づく届出を行わないまま作業を行った事例、必要な石綿ばく露防止のための措置を講じずに作業を行った事例等が認められた一方、解体工事や改修工事は工事終了後に改正石綿則に基づく措置が適切に実施されたかどうかを行政等が確認することは困難である。このため、工事終了後においても、改正石綿則に基づく措置が適切に実施されたかどうかを確認することができるよう、作業計画に基づく作業について、写真その他実施状況を確認できる方法により記録し、保存しなければならないこととしたこと。

なお、3年間の保存期間は、行政による事業者に対する指導において関係書類として活用すること、事業者が適切に石綿ばく露防止対策を講じる動機付けとすること等を目的とし、設定したものであること。

② 写真等により記録すべき事項（第1項関係）

写真その他実施状況を確認できる方法による記録は、改正石綿則に基づき講ずべき措置の実施状況についての記録であり、次のものが含まれること。

(ア) 事前調査等を行った部分及びその部分における石綿等の使用の有無の概要に関する掲示、関係者以外の立入禁止の表示、喫煙・飲食の禁止の表示及び次に掲げる事項の掲示の状況が確認できる写真等による記録。

- i 石綿等を取り扱う作業場である旨
- ii 石綿の人体に及ぼす作用
- iii 石綿等の取扱い上の注意事項
- iv 使用すべき保護具

(イ) 隔離の状況、集じん・排気装置の設置状況、前室・洗身室・更衣室の設置状況、集じん・排気装置の排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無の点検結果、前室の負圧に関する点検結果、隔離を解く前に除去が完了したことを確認する措置の実施状況及び当該確認を行った者の資格が確認できる写真等による記録（第6条第1項各号に掲げる作業を行う場合に限る。）。

(ウ) 作業計画に示されている作業の順序に基づいて、同計画に示されている作業の方法、石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法

及び作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法のとおり作業が行われたことが確認できる写真等による記録。

上記記録には、第13条の規定に基づく湿潤な状態のものとする措置（第6条の2第2項又は第6条の3に規定する作業を行うときは常時湿潤な状態に保つ措置）の実施状況及び第14条の規定に基づく呼吸用保護具等の使用状況が確認できる写真等による記録が含まれること。

なお、同様の作業を行う場合においても、作業を行う部屋や階が変わるごとに記録する必要があること。

(エ) 除去等を行った石綿等の運搬又は貯蔵を行う際の容器又は包装、当該容器等への必要な事項の表示及び保管の状況が確認できる写真等による記録。

③ 記録の方法（第1項関係）

記録に当たっては、撮影場所、撮影日時等が特定できるように記録する必要があること。また、写真その他実施状況を確認できる方法には、動画により記録する方法が含まれること。

④ 記録の作成に必要な者の隔離された作業場への立ち入り（第2項関係）

第6条第2項第1号の規定及び第6条の2第2項第1号（第6条の3の規定により準用する場合を含む。）の規定による隔離が行われている作業場には、当該作業に従事する者（直接作業を行う者だけでなく、作業の指揮を行う石綿作業主任者、第6条第3項の規定に基づき除去が完了したことを確認する者及び作業場の管理を行う者を含む。）以外を立ち入らせることはできないが、第8条第2項及び第35条の2第1項の規定により、第35条の2第1項の記録を作成する者及び当該記録の作成に対し配慮を行う石綿使用建築物等解体等作業を行う仕事の発注者の労働者を立ち入らせる必要がある場合が考えられることから、これらの者に限り、作業に従事する者ではなくても、呼吸用保護具の着用等の必要な措置を講じた上で、立ち入らせることができることとしたこと。

(2) 労働安全衛生規則の一部改正（改正省令第3条関係）

耐火建築物及び準耐火建築物に吹き付けられている石綿等の除去等の作業以外の作業であって、旧石綿則第6条第1項に規定する作業については、石綿等の粉じんが発散するおそれが高いことから、隔離及び負圧の維持等の措置を義務づけているが、当該作業において隔離等の措置が不十分な事例が認められたことから、当該作業についても、労働基準監督署長があらかじめ工事の計画を確認し、必要に応じて工事の差し止め又は計画の変更を命じるとともに、必要な勧告又は要請を行うことができるよう、旧石綿則第5条の作業の届出の対象としていたものについて、新たに法第88条第3項の届出の対象に加えたものであること。

(3) 施行期日（改正省令附則第1条関係）

改正省令は、労働者が石綿にばく露しないようにするための対策を可能な限り早期に実施する観点から、一定の周知期間を設けた上で、令和3年4月1日に施行することとしたが、附則第1条各号に掲げる規定については、以下の理由により、それぞれ各号に規定する日を施行期日としていること。

ア 第1号関係（第3の1（1）ス関係）

石綿へのばく露防止措置を強化する石綿含有成形品に係る規定については、一定の周知期間を確保しつつ、労働者の健康確保の観点から、他の規定に先んじて令和2年10月1日に施行することとしたこと。

イ 第2号関係（第3の1（1）コ関係）

事前調査の結果等の報告は、厚生労働省が開発・運用する簡易な電子システムを利用して所轄労働基準監督署に報告しなければならないこととしたことから、当該電子システムの開発期間を見込み、令和4年4月1日に施行することとしたこと。

ウ 第3号関係（第3の1（1）エ、カ、キ⑤（カ）、コ⑤（厚生労働大臣が定める者に係る部分に限る。）及びシ⑤（厚生労働大臣が定める者に係る部分に限る。）関係）

事前調査を実施するために必要な知識を有する者については、建築物の解体等の作業を行う可能性のある事業者の数等から推計すると、必要な人数の確保のために、今後30～40万人程度が建築物石綿含有建材調査者講習を受講する必要があると考えられることから、当該受講に必要な期間として3年程度を見込み、令和5年10月1日に施行することとしたこと。

分析調査を行う者についても、石綿等の分析の業務に従事している者のうち、分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有すると認められる者は一部にとどまっていることから、必要な人数の確保のために必要な期間として3年程度を見込み、令和5年10月1日に施行することとしたこと。

（4）経過措置（改正省令附則第2条から第6条関係）

改正省令の施行日（附則第1条各号に掲げる規定については当該各号に規定する施行日）前に開始される解体等の作業等については、改正石綿則の関係規定は適用しない（旧石綿則に規定があるものについては、当該規定を引き続き適用する）こととしたものであること。

2. 関連告示関係

（1）事前調査者告示

ア 第1号に規定する「一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部」は、一戸建ての住宅及び共同住宅（長屋を含む。以下同じ。）の住戸の専有部分を指し、共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等共用部分）及び店舗併用住宅は含まれないこと。

イ 第1号に規定する「同等以上の能力を有すると認められる者」は、令和5年9月30日以前に日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者であること。

(2) 分析調査者告示

ア 第1条第2号に規定する「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」は、次の①から④までに掲げる者であること。

- ① 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者
- ② 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者
- ③ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ④ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」

イ 分析調査を実施する者は、第2条第3号に掲げる方法のうち、実技講習を修了した方法による分析のみを実施することができるものであること。

(3) 特定工作物告示

ア これまでの各種調査の結果等から、石綿等が使用されている可能性が高いと考えられる工作物を規定したものであること。

イ 各号に規定する工作物は、それぞれ以下のとおりであること。

(ア) 配管設備（第4号関係）

配管設備には、農業用パイプラインを含み、水道管は含まないこと。

(イ) 送電設備（第11号関係）

送電設備のケーブルは、延焼防止用の塗料やシール材に石綿等が使用されていたという報告があるため、対象に含めていること。

(ウ) トンネルの天井板（第12号関係）

トンネルには鉄道施設（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設をいい、軌道法（大正10年法律第76号）による軌道施設を含む。）は含まないこと。

(4) 特定石綿含有成形品告示

けい酸カルシウム板第1種については、切断、破砕等を行った場合に比較的高濃度の石綿等の粉じんが飛散するが、湿潤な状態にし、隔離を行うことにより、隔離の外側への石綿等の粉じんの飛散は抑制できるとの調査結果が環境省の調査において得られていることから、特に石綿等の粉じんが発散しやすいものとして厚生労働大臣が定めるものとして、けい酸カルシウム板第1種を規定したものであること。